**宅地分譲(松川中学校西)のご案内**

この案内書をお読みいただき、現地を確認の上、お申込みをお願い致します。

* **分譲地の概要**

【松川中学校西】

　・所在地　　松川村東細野

　・区画数　　全13区画

　・地　目　　宅地　　　　・建ぺい率　60％　　・容積率　　200％

　・電　気　　中部電力　　・ガス　　プロパンガス

　・水　道　　村営水道新設負担金(φ13mm102,850円は、分譲価格に含まれます。)

・下　水　　公共下水道受益者負担金(均等割35万円＋面積割1㎡当たり

120円は、分譲価格に含まれます。)

　・区画面積及び分譲価格は、別添のパンフレットをご覧ください。

* **分譲の条件**

①　ご自分が居住する目的のために住宅を建設し、継続して住んでいただきます。

②　所有権移転後２年以内に住宅が完成し、居住できる方に限ります。

③　居住する行政区組織(自治会)に加入し、自治会の負担金等の請求があった場合　は、負担してください。

④　土地売買契約書の締結日から３０日以内に土地代金を完納していただきます。

⑤　良好な住環境を形成するため、敷地面積に対する緑化面積を5％以上としてく　ださい。

　　　⑥　住宅建築までの間も、区画内の維持管理(清掃及び草刈り等)をしてください。

⑦　住宅建築に際し、地耐力調査の結果、地盤補強工事が必要となる場合があります。この地盤補強工事の内容は、住宅メーカー等により異なります。また、この工事費用は建築される方の負担となります。

* **申込みについて**

①　申込み期間・場所

　期　間　随時

　場　所　松川村土地開発公社　(松川村役場内)

②　申込みに必要な書類

・宅地分譲申込書

・住民票謄本(入居予定者全員分)

* 住民票謄本は、分譲申込み日からみて３ヶ月以内に発行したもの。

**≪　申し込み・お問い合わせ先　≫**

　　　松川村土地開発公社(松川村役場内)

　　　〒３９９－８５０１

　　　長野県北安曇郡松川村７６番地５

電話　(代表)　０２６１－６２－３１１１

　　　　(直通)　０２６１－６２－３１１０

FAX　０２６１－６２－４０７１